

令和3年3月31日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂松茂人
(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて

日本医師会より、標記に関して、令和3年3月30日付厚生労働省労働基準局補償課長通知により、労災診療費の取扱いが示されたとの連絡がありました。

健康保険においては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」(令和3年2月26日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)のとおり、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勧告し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、「医科外来等感染症対策実施加算」(5点)等が、令和3年4月診療分から9月診療分において算定できる取扱いが示されています。

労災保険は、労災診療費算定基準に基づき取り扱っており、初診料及び再診料については労災保険独自に金額を定めているため、労災診療費等の臨時的取扱いについては、当該初診料及び再診料の金額に2月26日事務連絡に準じ5点を加算することとされました。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和3年3月25日付厚生労働省労働基準局補償課長通知

令和3年2月26日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」(以下「2月26日事務連絡」という。)の記の2において、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勧告し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価(医科外来等感染症対策実施加算(5点)等)について令和3年4月診療分から9月診療分の取扱いが示されたところである。

労災保険は、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基補発第72号。最終改定:令和2年6月1日)に基づき取り扱っており、初診料及び再診料については労災保険独自に金額を定めているため、労災診療費等の臨時的取扱いについては、当該初診料及び再診料の金額に2月26日事務連絡に準じ5点を加算することとする。

なお、労災診療費は従前どおり労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、これまで示された健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについても、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。

担当事務局:大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001